

四日市市上下水道局告示第28号

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第2号）第7条の規定により給水装置工事の事業の廃止の届出のあった指定工事事業者を、同規程第10条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年 4月23日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定工事事業者

指定番号	第374号
商号又は屋号	合資会社そあにえ水道工事店
代表者氏名	松野 功
所在地	鈴鹿市林崎町1066-1
事業所の名称	合資会社そあにえ水道工事店
事業所の所在地	鈴鹿市林崎町1066-1

2 廃止の年月日 令和 3年 3月24日

(上下水道局 管理部 お客様センター)